

地方行政サービス改革の取組状況等(令和4年4月1日現在)

自治体コード	都道府県名	市区町村名	類似団体区分
112143	埼玉県	春日部市	施行時特別市

(1)民間委託				【参考】	
	直営(※)	今後の対応方針【直営(※)を選択した団体のみ回答】	類似団体委託率	全国(市区町村)委託率	
本庁舎の清掃			100.0%	99.4%	
本庁舎の夜間警備			100.0%	98.2%	
案内・受付			100.0%	86.3%	
電話交換			95.7%	90.2%	
公用車運転			68.2%	87.6%	
し尿収集			95.2%	98.1%	
一般ごみ収集			100.0%	97.2%	
学校給食(調理)			82.6%	73.2%	
学校給食(運搬)			100.0%	91.0%	
学校用務員事務			26.3%	38.2%	
水道メーター検針			100.0%	98.9%	
道路維持補修・清掃等			100.0%	97.2%	
ホームヘルパー派遣			100.0%	99.2%	
在宅配食サービス			100.0%	99.9%	
情報処理・庁内情報システム維持			100.0%	99.8%	
ホームページ作成・運営			100.0%	98.1%	
調査・集計			95.5%	96.2%	

※令和4年4月1日現在において、直営で専任職員を置いている団体

(3)窓口業務				【参考】	
総合窓口の設置	設置状況	設置予定無し	→	予定時期	-
BPRの手法を用いた業務分析					
取組状況			→	業務改革効果	

窓口業務の民間委託	
委託状況	委託有

【参考】			
類似団体		全国(市区町村分)	
総合窓口設置率	委託率	総合窓口設置率	委託率
26.1%	91.3%	15.3%	28.8%

(4)庶務業務の集約化				【参考】	
実施状況	委託状況	対象部局		対象業務	
実施予定無し	委託予定無し	首長部局	企業局	給与	旅費
		教育委員会	その他	福利厚生	財務会計

類似団体	
実施率	委託率
65.2%	21.7%
全国(市区町村分)	
実施率	委託率
35.7%	3.5%

「実施予定無し」及び「首長部局未設置団体」は「未実施の理由」を、「実施予定あり」の団体は「実施予定時期」を記述してください。
【人口が5万人未満の団体は回答不要】

本市においては、各課庶務担当者等が、当該業務の入力・確認作業を支援なく行っているため。また、本市規模の自治体においては、総務事務センターの設置による費用対効果の把握・検証ができていないため。

(2)指定管理者制度等の導入				【参考】	
	公の施設数	制度導入施設数	導入率	前年度以降、導入が進んでいない理由	自治体職員常駐施設数
体育館	4	4	100.0%		0
競技場(野球場、テニスコート等)	7	7	100.0%		0
プール	0	0			0
海水浴場	0	0			0
宿泊休養施設(ホテル、国民宿舎等)	0	0			0
休養施設(公衆浴場、海・山の家等)	0	0			0
キャンプ場等	0	0			0
産業情報提供施設	1	1	100.0%		0
展示場施設、見本市施設	0	0			0
開放型研究施設等	0	0			0
大規模公園	2	2	100.0%		0
公営住宅	10	0	0.0%	公営住宅法に基づく管理代行制度の活用を検討している。	0
駐車場	2	0	0.0%	継続的な検討を要するが、現時点では直営を予定している。	0
大規模公園、斎場等	0	0			0
図書館	3	3	100.0%		0
博物館(歴史館、民俗館、郷土館、動物館等)	1	0	0.0%	継続して検討している。	1
公民館、市民会館	16	0	0.0%	継続して検討している。	16
文化会館	1	0	0.0%	継続して検討している。	1
合宿所、研修所等(青少年の家を含む)	0	0			0
特別養護老人ホーム	0	0			0
介護支援センター	0	0			0
福祉・保健センター	22	11	50.0%	継続して検討している。	8
児童クラブ、児童館等	23	23	100.0%		0

(5)自治体情報システムのクラウド化				【参考】	
実施済		タイプ		実施率(類似団体)	
		自治体クラウド	単独クラウド	13.0%	56.5%
		単独クラウド		全国	
				46.5%	53.5%

(6)公共施設等総合管理計画				【参考】	
策定済	○	策定予定	→	策定予定時期	
【参考】					
類似団体	策定割合	100.0%		全国(市区町村分)	策定割合
					99.9%

(7)地方公会計の整備				【参考】	
作成済	○	作成予定	→	作成完了予定年度	
【参考】					
類似団体	作成割合	87.0%		全国(市区町村分)	作成割合
					91.4%

(注1) 統一的な基準による地方公会計については、原則として平成27年度から平成29年度までの3年間で整備するように要請されているが、当該調査の基準日はその初年度の開始時点である。

(注2) 「作成済」の※印は、平成30年度決算から取引の都度、伝票単位ごとに仕訳を行う方法(日々仕訳)により令和元年度中に財務書類の作成を行う団体